

業 務 委 託 仕 様 書

鋸南町浄水場汚泥掻き取り積込業務

安房郡鋸南町元名 1 3 5 0 (鋸南町浄水場)

安房郡市広域市町村圏事務組合

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業 務 名 鋸南町浄水場汚泥掻き取り積込業務
2. 業務場所 安房郡鋸南町元名 1350 (鋸南町浄水場)
3. 履行期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
4. 業 務 量 60.0 t (見込み)

5. 業務目的

本業務は、鋸南町浄水場の浄水処理過程で発生した汚泥を別途に委託する運搬及び処分業務に合わせて、掻き取り積込作業を行うため委託するものである。

6. 収集・運搬の概要

(1) 運搬車両

中型又は大型車両を使用

(2) 運搬時間

運搬及び処分に係る所要時間は、1 往復当たり 4 時間程度を要し、収集運搬車への最初の積込開始時刻は、9 時頃とし、1 4 時頃に最終の積込を終了する予定である。

(3) 運搬台数

1 日の使用台数は、1 台の 2 往復を目安とする。

7. 業務概要

①積込機種：クレーン付トラック（中型車両）1 台に相当するもの

②作業内容：汚泥を人力により掻き取り、フレコンバックに入れ機械により吊り上げ積込む。運搬及び処分に係る運搬時間を考慮し、積込時間以外は、次の積込作業に備え、汚泥の集積等を行うものとする。

③積込土量：当該汚泥の性状は、別添の溶出分析試験検査報告書(写)のとおりである。

8. 提出図書

下記図書について、月末を区切りとし提出すること。

- (1) 業務完成報告書 1 冊（作業写真等を含む）

9. 支払方法

委託料の支払いは月末を区切りとし、本業務担当者に上記8に定める提出図書を不備無く提出した時、受注者の請求があつてから30日以内に支払うものとする。

10. その他

- (1) 産業廃棄物であるため、指定された場所以外の敷土及び保管は厳禁とする。
- (2) 汚泥の搬出開始日は、安房郡市広域市町村圏事務組合からの指示があつた日から5日以内とする。ただし、天候等、受注者の責めに帰さない事由により5日以内に開始しがたい場合は、この限りではない。
- (3) 当該汚泥の含水率は見込みで80%程度である。
- (4) 業務量については予定量であり、これを保証するものではない。
計画処理量は9月，11月，1月，3月の4回を予定とする。
- (5) 業務遂行に当っては、安房郡市広域市町村圏事務組合担当者と緊密な連携を図り業務に当ること。
- (6) 業務遂行に当っては、別途に委託する運搬及び処分を行う業者と事前に十分な協議を行うこととし、業務中においても緊密な連携を図り業務に当ること。
- (7) 契約書又は仕様書に記載のない事項及び不明な点については、安房郡市広域市町村圏事務組合職員と協議のうえ、当該職員の指示に従って作業するものとする。